「平泉の文化遺産」のしおり

H27.7.14

世界遺産　「平泉」

平泉とその周辺には、平安時代末期に奥州藤原氏が築いた「国宝中尊寺金色堂」や「特別名勝毛越寺庭園」に代表される仏教寺院や庭園など多くの遺跡や景観が現在まで守り伝えられています。

この貴重な文化遺産は、平成23年6月、フランスのパリで開催された第35回世界遺産委員会において、以下の内容で世界遺産リストに記載（＝世界遺産登録）することが決定されました。

表　題：平泉―仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―

構成資産：中尊寺（ちゅうそんじ）、毛越寺（もうつうじ）、観自在王院跡（かんじざいおういんあと）、無量光院跡（むりょうこういんあと）、金鶏山（きんけいさん）

けれども、「世界遺産ってどんなもの？」「平泉は、ほかの地域の史跡とどこが違うの？」と尋ねられても、すぐに答えられる人は意外に少ないのではないでしょうか。

このしおりでは、「世界遺産 平泉」について、知っているとちょっと得する豆知識を集めてみました。

平泉への旅行を計画している方や、お客様がいらっしゃったとき、お国自慢をしたいときなどの話題としてご活用ください。

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課　世界遺産担当
[TEL]019-629-6177／[FAX]019-629-6179
[E-mail]DB0005@pref.iwate.jp
[URL] http://www2.pref.iwate.jp/~hp0907/

1　「平泉の文化遺産」がなぜ世界遺産なのか

- 平泉には、仏教の中でも、特に浄土思想の考え方に基づいて造られた多様な寺院・庭園が、一群として良く残っています。
- 寺院や庭園は、この世に理想世界を創り出そうとしたもので、海外からの影響を受けつつ日本で独自の発展を遂げたものでした。
- 平泉の理想世界の表現は、他に例の無いものとされています。

2　世界遺産に登録されるためには：顕著な普遍的価値

世界遺産として登録されるためには、資産に「顕著な普遍的価値」があることが必要とされます。

その証明のためには、①世界遺産委員会が示す10の価値基準のうち最低1つに該当すること ②真実性・完全性を満たすこと ③有効な保存管理体制が整備されていること、を示す必要があります。

3　「世界遺産　平泉」の顕著な普遍的価値

平泉は、10の価値基準のうち、ⅱとⅵについて認められました。

【平泉に見る思想・文化の交流】

> **基準ⅱ**：建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計、の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流またはある文化圏内での価値観の交流を表すものである。

平泉の庭園及び寺院は、仏教が中国・朝鮮半島を経由して日本に伝播し、在来の自然崇拝思想と融合して独特の発展を遂げ、それが作庭技術や仏堂建築に反映されて生み出されたものです。

独特の性質を持つものとなった日本の仏教、中でも極楽浄土信仰を中心とする浄土思想は、様々な阿弥陀堂建築や、独特の浄土庭園を確立させる原動力となりました。

【秋の毛越寺庭園】

平泉の寺院や浄土庭園群は、独特の意匠・設計に基づき、現世における仏国土（浄土）がさまざまな形で表現されたもので、それらが、狭い範囲に視覚的に結びつきながら存在し、鎌倉などの寺院や庭園に影響を与えました。

【無量光院に沈む夕日(復元CG)】

【今日に伝わる平泉の思想の反映】

> **基準ⅳ**：顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。

平泉の寺院・庭園の造営に重要な意義を持った浄土思想は今日平泉で行われている宗教儀礼や民俗芸能などに確実に継承されています。

中尊寺の境内では、浄土思想と直接的な関わりを持つ民俗芸能である「川西念仏剣舞」が今なお上演されています。

また、毛越寺の常行堂では、毎年正月20日に常行三昧の修法が行われた後、参集した人々の無病息災・長寿を祈願して「延年」の舞が奉納されています。

こうした浄土思想を反映した無形の諸要素が今なお伝えられていることは、独特の性質を持つものへと展開を遂げた日本の仏教に基づく死生観が、現在にも確実に継承されていることを示しています。

【川西念仏剣舞】

【毛越寺「延年の舞」】

4　世界遺産「平泉」を構成する史跡等

①中尊寺（ちゅうそんじ）

初代清衡が12世紀初めから四半世紀をかけて造った寺院で、多宝塔や二階大堂など多くの堂塔が建てられました。14世紀にはそのほとんどを焼失しましたが、天治元年(1124年)に完成した金色堂をはじめ、現在も多くの国宝や重要文化財が守り伝えられています。

国宝中尊寺金色堂は蒔絵・螺鈿など日本の漆芸・金工の粋を極めたもので、今も奥州藤原氏三代のご遺体と四代の首級が納められています。

②毛越寺（もうつうじ）

二代基衡が12世紀中頃に造った寺院で、当時は堂塔40、禅房500の規模を誇り、金堂円隆寺は「吾朝無双」と評されていました。度重なる災禍により建物は消失してしまいましたが、建物跡がほぼ完全な形で保存され、大泉が池を中心とした浄土庭園は、四季折々の花々とともにまさに浄土の世界を体感できます。

③観自在王院跡（かんじざいおういんあと）

毛越寺のとなりには、基衡夫人が建てたとされる観自在王院があり、阿弥陀堂や舞鶴が池を中心とした浄土庭園が設けられていました。現在は、庭園の復元整備が行われて史跡公園になっています。

④無量光院跡（むりょうこういんあと）

三代秀衡が12世紀後半に建てた寺院で、宇治の平等院鳳凰堂をモデルに造られましたが、規模としては一回り大きいものでした。しかし、建物は焼失し、現在は礎石と池跡などが残っているだけです。

東門跡に立つと、中島と本堂が一直線に並び、その先には金鶏山が望めます。彼岸の頃本堂に向かうと、ちょうど背後の金鶏山に夕日が沈み、浄土の世界を体感できます。

⑤金鶏山

中尊寺と毛越寺のほぼ中間に位置する、平泉の空間設計の基準となった山です。平泉を守るため雌雄一対の黄金の鶏を埋めたという伝説が残っています。山頂には、歴代の奥州藤原氏により経塚が築かれ、金鶏山が信仰の山として意識されていたことが伺えます。

5　世界遺産「平泉」に関連する史跡等

⑥柳之御所遺跡（やなぎのごしょいせき）

奥州藤原氏の政庁「平泉館」といわれているところです。12世紀の平泉遺跡群の中でも遺構、遺物がずば抜けて多く、高価な中国産の陶磁器や国産の陶器、宴会用の“かわらけ”などが発見され、奥州藤原氏の文化と経済力の高さをうかがわせるものです。

現在、史跡公園として整備中ですが、隣接する柳之御所資料館では、柳之御所遺跡から発掘された貴重な遺物を展示しています。

⑦達谷窟（たっこくのいわや）

9世紀初頭に、征夷大将軍坂上田村麻呂が、蝦夷討伐の戦勝を記念して建てたと伝えられています。当時の幹線道だった「奥大道」沿いの交通の要衝に造られた寺院で、毘沙門堂の前面には浄土庭園も設けられています。また、毘沙門堂の西側の岩壁には磨崖仏が彫られています。

⑧白鳥舘遺跡（しろとりだていせき）

蛇行する北上川に囲まれた地形から、北上川の要衝として河川交通の監視などを行っていたところと考えられており、平泉の繁栄を支えた北上川利用の様相を示す遺跡です。奥州藤原氏に先行する安倍氏に係わる伝承を持ち、中世城館の特徴を良く表しています。

⑨長者ヶ原廃寺跡（ちょうじゃがはらはいじあと）

衣川の北岸流域に造営された寺院の跡で、仏教文化の形成が安倍氏の時代にすでに始まっていたことがうかがえます。続く平泉文化において浄土思想が隆盛する歴史的な背景を物語る寺院跡です。

⑩骨寺村荘園遺跡（ほねでらむらしょうえんいせき）

かつて骨寺村と呼ばれた一関市本寺地区は、中尊寺の荘園が営まれたところです。14世紀の絵図に描かれた中世の農村の基本的な土地利用形態と居住形態を彷彿とさせる農村の良好な文化的景観が現在に継承されています。

【「平泉の文化遺産」構成資産位置図】

6　世界遺産「平泉」をさらに知るために

◆平泉文化遺産センター（☎0191-46-4012）

奥州藤原氏四代を中心とした平泉文化の発展に関わる資料の収集・保存・調査・研究を行い、その成果をわかりやすく展示しています。

〔開館時間〕9:00～17:00 〔入館料〕無料〔休館日〕年末年始、展示替期間

◆柳之御所資料館（☎0191-34-1001）

柳之御所遺跡から発掘された印章や陶磁器、かわらけなどの貴重な出土品を展示しています。

〔開館時間〕9:00～17:00 〔入館料〕無料 〔休館日〕年末年始

◆一関市博物館（☎0191-29-3180）

陸奥国骨寺村絵図(複製)や遺跡の地形模型などが展示されています。

〔開館時間〕9:00～17:00　〔休館日〕毎週月曜、年末年始、
〔入館料〕大人300円、大学高校生200円、小中学生無料

◆骨寺村荘園交流館「若神子亭」（☎0191-33-5022）

展示棟にて、陸奥国骨寺村絵図(複製)、骨寺村荘園遺跡の歴史、景観の照会映像の上映、地形等の模型展示があります。郷土料理レストラン、産地直売所もあります。

〔開館時間〕9:00～17:00　〔休館日〕毎週火曜、年末年始〔入館料〕無料

◆牛の博物館（☎0197-56-7666）

白鳥舘遺跡の紹介や、発掘調査で出土した遺物などを展示しているコーナーがあり、また2階の眺望ラウンジからは白鳥舘遺跡周辺や雄大な北上川などを眺めることができます。

〔開館時間〕9:30～17:00　〔休館日〕毎週月曜、年末年始12月28日～1月4日
〔入館料〕一般400円、高校生以上300円、小・中学生200円

7　世界遺産とは何か

すばらしい自然や文化を、国や民族の区別無く、世界中の人々にとっての大切な宝物として守っていこうとする考え方により、昭和47年(1972年)のユネスコ総会で世界遺産条約が採択されました。この条約に基づいて作成された「世界遺産リスト」に登録された遺産を「世界遺産」といいます。

世界遺産は、次のように分類されます。(合計で1031件+27.7現在)

- **◆文化遺産**：すぐれた価値を持つ記念工作物、建築物群、遺跡。
- **◆自然遺産**：すぐれた価値を持つ地形や生物、景色などを含む地域。
- **◆複合遺跡**：文化遺産と自然遺産の両方の価値を持つ遺産。

8　日本国内の世界遺産

日本国内では19件の遺産が登録されています。

【文化遺産】

○法隆寺地域の仏教建造物(奈良県/1993年)
○姫路城(兵庫県/1993年)
○古都京都の文化財(京都府、滋賀県/1994年)
○白川郷・五箇山の合掌造り集落(岐阜県、富山県/1995年)
○原爆ドーム(広島県/1996年)
○厳島神社(広島県/1996年)
○古都奈良の文化財(奈良県/1998年)
○日光の社寺(栃木県/1999年)
○琉球王国のグスク及び関連遺産群(沖縄県/2000年)
○紀伊山地の霊場と参詣道(三重県、奈良県、和歌山県/2004年)
○石見銀山遺跡とその文化的景観(島根県/2007年)
○平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-(岩手県/2011年)
○富士山-信仰の対象と芸術の源泉(山梨県、静岡県/2013年)
○富岡製糸場と絹産業遺産群(群馬県/2014年)
○明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業(岩手県を含む8県/2015年)

【自然遺産】

○白神山地(秋田県・青森県/1993年)　○知床(北海道/2005年)
○屋久島(鹿児島県/1993年)　○小笠原諸島(東京都/2011年)

9　世界遺産暫定リスト

世界遺産暫定リストは、世界遺産登録を目指すために各国がユネスコ世界遺産センターに提出する、世界遺産の候補となるリストです。そのリストのうち、世界遺産登録のための準備ができたものが世界遺産委員会に推薦され、登録の可否が審査されます。日本では、「彦根城」、「長崎の教会群」を含む10件がリストに掲載されています。

そのうち岩手県に関連するものは、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―」(拡張登録)の2件です。

(世界遺産暫定リスト)文化庁HP
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekaijsan/zantei.html

10　東北復興平泉宣言

平泉の文化遺産が、ユネスコ世界遺産に登録されました。平泉町、岩手県、そして東北の私たちにとって、大きな喜びであり、誇りです。

東北は、3月11日の東日本大震災津波によりとても大きな被害を受けました。日本全国、そして世界中から多くのご支援をいただいたことに対し、心から感謝いたします。

11世紀、東北では激しい戦乱があり、多くの命が犠牲となりました。奥州藤原氏の初代清衡公は、荒廃した国土を復興し、戦乱の無い平和な理想郷を実現するために、この地にこの世の浄土を創ろうとしました。こうして、平泉の文化遺産が築かれていきました。

仏教の考え方に基づいて造られた平泉は、素晴らしい寺院や庭園を残すとともに、あらゆる生命を尊び共に生きるという理念を私たちに伝えています。

私たちは、平泉の理念を胸に、東北の災害からの復興に取り組みます。そして、平泉の文化遺産を、将来にわたって守り伝えていくことを誓います。

平成23年7月3日　　岩手県民を代表して　岩手県知事　達増　拓也

11　平泉世界遺産の日条例（平成26年３月28日施行）

（目的）

第1条　この条例は、平成23年6月29日に世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産（以下「平泉世界遺産」という。）について、県民をはじめ広く国内外の人々の理解を深め、適切な保存を行うことにより将来の世代に継承していくとともに、平泉世界遺産を活用した地域の振興を図るため、平泉世界遺産の日を設け、もって人と人、人と自然が共生する持続可能な地域社会の形成に資することを目的とする。

（平泉世界遺産の日）

第2条 平泉世界遺産の日は、6月29日とする。

（県の責務）

第3条　県は、この条例の目的を実現するため、市町村その他の団体と連携を図りつつ、平泉世界遺産に関する普及啓発、適切な保存及び地域の振興のための取組を推進するものとする。

（県民の自発的な取組の促進）

第4条　県は、平泉世界遺産の日を契機とする県民の自発的な取組の促進に努めるものとする。